２０２１年５月１７日

お客さま各位

株式会社　アドバンス・ハート

代表取締役　高田　潤

**【お知らせ】緊急事態宣言発令に伴う当社業務運営について**

平素は弊社業務に関しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

５月１５日に、新型コロナウイルス感染拡大に関する「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、当社では以下のとおりの業務運営にて対応をさせていただきますので、ご案内いたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

**【緊急事態宣言について】　令和3年５月１６日〜令和３年５月３１日まで**

以下自治体のHPに詳細の記載がございますので、ご確認ください。

URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm

**【当社の緊急事態宣言期間中のお客さま対応について】**

・当社事務所では新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事故受付、満期更改

手続き、変更・解約手続き、満期返戻金のお支払い手続きなどを優先して対応し、

出社人数を最小限として営業を行います。

・「緊急事態宣言」の発令解除までは、お客さまおよびご家族さまの生命と健康を最優先と

するため、お客さまと対面での面談を控え、原則電話やメール・郵送でのご対応とさせて

いただきます。

**【当社への緊急事態宣言期間中のお問い合わせ】**

当社事務所への期間中の来店はお控え頂きますようお願いします。

但し、期間前にお約束頂いているお客さまについては個別に対応いたします。

事務所への連絡方法につきましては、下記電話またはＦＡＸにてお願いします。

営業担当社員は、基本在宅での勤務を実施しております。

連絡が必要な場合は、営業担当者携帯へ直接のご連絡をお願いします。

担当者連絡先が不明の場合は、事務所にて受付し、改めて担当よりお電話をいたします。

その場合は、以下連絡先にお電話いただきますようお願いいたします。

株式会社アドバンス・ハート

〒０４１－０８０６　函館市美原２丁目２３－１４

(代)電話番号：０１３８－４７－９６６０「平日9時から17時まで」

 ※業務時間外は、転送電話にて営業社員が対応いたします。

ＦＡＸ　番号：０１３８－４７－９６６１「24時間受付」

　以上